

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北斗市防災会議が作成する計画であり、北斗市において、予防、応急及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関がその機能の全てをあげて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等の災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等の災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール11、13の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

北斗市地域防災計画は、本編のほか、次の計画から構成する。

- 1 地震・津波防災対策計画編（別冊）
- 2 資料編（別冊）

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（市民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関等が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、市民等並びに市及び防災関係機関等の適切役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教育の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

| 用語 | 説明 |
|-------------|---|
| 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 市防災会議 | 北斗市防災会議 |
| 本部（長） | 北斗市災害対策本部（長） |
| 市防災計画 | 北斗市地域防災計画 |
| 防災関係機関 | 北斗市防災会議条例（平成18年条例第172号）第3条に定める委員の属する機関等 |
| 災害予防責任者 | 基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 災害応急対策実施責任者 | 基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者 |
| 要配慮者 | 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者 |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者 |
| 災害 | 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害 |
| 複合災害 | 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象 |

第5節 計画の修正要領

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

市防災計画について、基本法第42条第6項の規定による北海道防災会議（以下「道防災会議」という。）の意見は、北海道知事（以下「知事」という。）が定める市防災計画の全体に通ずる基本方針について行い、市防災計画がその基本方針に基づき作成（修正）されている場合は、個別的な意見は、これを省略することができる。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議構成機関、市、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

1 指定地方行政機関

| 機関名 | 事務又は業務 |
|------------------------------|--|
| 北海道総合通信局 | (1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。 |
| 北海道財務局 函館財務事務所 | (1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 本市の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払、保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における市、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。 |
| 北海道厚生局 | (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 北海道労働局 函館労働基準監督署 | (1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。 |
| 北海道農政事務所 函館地域拠点 | (1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。 |
| 北海道森林管理局 函館事務所 檜山森林管理署 | (1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。 |
| 北海道経済産業局 | (1) 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。 |

| 機関名 | 事務又は業務 |
|-------------------|---|
| 北海道産業保安監督部 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導に関すること。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関すること。 |
| 北海道開発局 函館開発建設部 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (8) 補助事業に係る指導、監督に関すること。 |
| 北海道運輸局 函館運輸支局 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 (4) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。 |
| 北海道地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関すること。 (3) 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関すること。 |

| 機関名 | 事務又は業務 |
|---------------------------------|--|
| 函館地方気象台 | (1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 |
| 第一管区海上保安本部 函館海上保安部 函館航空基地 | (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。 |
| 北海道地方環境事務所 | (1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭動物の保護等に関すること。 |
| 北海道防衛局 | (1) 災害時における市等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道（以下第3項及び次章を除き、「道」という。）その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。 |

2 自衛隊

| 機関名 | 事務又は業務 |
|-------------------|---|
| 陸上自衛隊 第28普通科連隊 | (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 |

3 北海道

| 機関名 | 事務又は業務 |
|--------------------|--|
| 渡島総合振興局 地域創生部 | (1) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害 予防措置に関すること (2) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝 承する活動の支援に関すること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (4) 市町村および指定地方公共機関の処理する防災に関する事務また は業務の総合調整に関すること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (6) 災害救助法の適用に関すること。 |
| 渡島総合振興局 函館建設管理部 | (1) 所管する道路、河川、ダム、砂防、急傾斜地、漁港、海岸の整備 及び災害復旧の実施に関すること。 (2) 水防団体に対する技術指導に関すること。 |
| 渡島総合振興局 保健環境部 | (1) 医療、救護対策の実施に関すること。 |
| 渡島総合振興局 東部森林室 | (1) 林野火災の予防及び消防対策の実施に関すること。 |
| 渡島教育局 | (1) 災害時における教職員の確保と教科書及び学用品の調達に関する こと。 |

4 北海道警察

| 機関名 | 事務又は業務 |
|----------------------------|--|
| 北海道警察函館方面本部 函館方面函館中央警察署 | (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関するこ と (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。 |

5 市、消防機関及び公共機関

| 機関名 | 事務又は業務 |
|--------------------|--|
| 市 | (1) 市防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 |
| 市教育委員会 | (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 |
| 南渡島消防事務組合 消防本部 | (1) 関係機関との連絡及び応援要請に関すること。 (2) 各消防署間の連絡に関すること。 (3) 災害の情報の収集に関すること。 |
| 南渡島消防事務組合 北斗消防署 | (1) 防災知識に関する普及活動に関すること。 (2) 防災訓練の実施に関すること。 (3) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (4) 火災等の予消防活動及び水防活動を行うこと。 (5) 災害時における住民の避難誘導及び救助並びに応急対策を行うこと。 (6) 災害時の予報及び警報・注意報並びに情報等の収集を行うこと。 (7) 災害時における危険区域の警戒等を行うこと。 |

6 指定公共機関

| 機関名 | 事務又は業務 |
|--------------------------|--|
| 市内郵便局 | (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。 |
| 北海道旅客鉄道株式会社 函館支社 | (1) 災害における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について、関係機関の支援を行うこと。 |
| 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社函館営業所 | |

| 機関名 | 事務又は業務 |
|---------------------------------|--|
| 東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店 | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。 |
| 株式会社NTTドコモ 北海道支社函館支店 | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。 |
| KDDI株式会社 | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。 |
| ソフトバンク株式会社 | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。 |
| 日本銀行 函館支店 | (1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。 |
| 日本赤十字社 北海道支部 北斗市地区 | (1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 災害義援金募集（配分）委員会の運営を行うこと。 |
| 日本放送協会 函館放送局 | (1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。 |
| 日本通運株式会社 函館支店 | (1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。 |
| 北海道電力株式会社 函館支店 | (1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。 |

7 指定地方公共機関

| 機関名 | 事務又は業務 |
|---|---|
| 北海道放送株式会社 函館放送局 札幌テレビ放送株式会社 函館放送局 北海道テレビ放送株式会社 函館支社 北海道文化放送株式会社 函館支社 株式会社テレビ北海道 | (1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。 |
| 北海道ガス株式会社函館支店 ガス事業者 | (1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。 |
| 一般社団法人北海道医師会 一般社団法人渡島医師会 | (1) 災害時における救急医療を行うこと。 |
| 一般社団法人北海道歯科医師会 函館歯科医師会 | (1) 災害時における歯科医療を行うこと。 |
| 一般社団法人北海道薬剤師会 | (1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。 |
| 公益社団法人北海道獣医師会 道南支部 | (1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。 |
| 北海道土地改良事業団体連合会 上磯土地改良区 渡島平野土地改良区 | (1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応策及び災害復旧対策を行うこと。 |
| 一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人函館地区トラック協会 | (1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。 |
| 一般社団法人北海道警備業協会 | (1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと |
| 公益社団法人北海道看護協会 道南南支部 | (1) 災害時における看護業務の支援を行うこと。 |
| 一般社団法人北海道LPガス協会 道南支部 | (1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。 |
| 一般社団法人北海道建設業協会 | (1) 災害時における応急対策業務を行うこと。 |
| 社会福祉法人北海道社会福祉協議会 | (1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 北斗市社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 |

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関名 | 事務又は業務 |
|--|--|
| 新函館農業協同組合 大野基幹支店 上磯支店 七重浜支店 東前事業所 上磯郡漁業協同組合 上磯支所 はまなす支所 はこだて広域森林組合 | (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続きを行うこと。 |
| 北斗市商工会 | (1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 |
| 北斗市社会福祉協議会 | (1) 被災生活困窮者の救護を行うこと。 |
| 一般病院・診療所 | (1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。 |
| 運送事業者 | (1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送事業等について関係機関の支援を行うこと。 |
| 危険物関係施設の管理者 | (1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。 |
| 工場及び事業所の管理者 | (1) 災害時における施設の保安、防災に関する措置を行うこと。 |
| 北海道函館赤十字血液センター | (1) 災害時における血液の確保及び斡旋を行うこと。 |
| 北斗市町会連合会 | (1) 自主防災組織の設置、促進を行うこと。 (2) 町内会等への防災意識の啓発を行うこと。 |
| FMいるか 株式会社ニューメディア 函館センター (NCV) | (1) 生活密着情報の収集、提供に関すること。 (2) 地域情報の収集、提供に関すること。 |
| 道南いさりび鉄道株式会社 | (1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。 |

第7節 市民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人や事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開する。

第1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 市・道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑

制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努める。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努める。

- 3 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、市における地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 市民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する市民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、市民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く市民の参加を呼びかける。